

第284回鳥取県内水面漁場管理委員会

- 1 日時 令和3年5月18日（火）午前10時30分から
- 2 場所 ホテルセントパレス倉吉
- 3 出席者 委員 : 安藤会長、寺崎委員、竺原委員、絹見委員、三谷委員、大谷委員、
山崎委員、吉田委員
事務局 : 細本事務局長、吉村主事
鳥取県 : 水産振興局水産課 國米局長、松田係長
栽培漁業センター 清家室長

4 議事

- (1) 投網によるあゆの採捕禁止（加勢蛇川、勝田川）に関する指示について（協議事項）
- (2) 千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について（協議事項）
- (3) 令和2年漁業権の活用状況について（報告事項）

<議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として、大谷委員及び山崎委員を指名した。

4 議 事

- (1) 投網によるあゆの採捕禁止（加勢蛇川、勝田川）に関する指示について（協議事項）
〔原案に同意する旨が決議された。〕

委員会事務局が資料1に沿って説明した。

〔安藤会長〕

琴浦町長から、当委員会に委員会指示をお願いする要望書が提出されていますけれども、6月1日のアユ解禁日から1か月間投網の禁止をお願いしたいということですね。

一般の遊漁者については、竿釣り等全般を6月に解禁なんですけれども、下流から上がってくるアユの群れを、下流区域で投網で一網打尽にされると、町民の楽しみがなくなるということで、1か月間投網を禁止にしてくださいという内容になっております。加勢蛇川についてはほぼ全域、勝田川については下流域ですけれども、例年その範囲で、この期間で委員会指示を出すというもので、御検討をお願いしたいと思います。これについて、何か質問等がありましたら、お願いいたします。

違反者はいなかったと説明があったんですけれども、違反に至らなくても、トラブルの報告は上がっていますでしょうか。

〔吉村主事〕

トラブルも昨年度はなかったそうです。しかし2年前に河口域において、県外ナンバーの車が停まっていて、投網をしていたと地元住民から琴浦町を通して聞いております。

〔國米水産振興局長〕

委員会指示が皆さんに分かるように、掲示とかしてあるのでしょうか。

〔吉村主事〕

両河川において琴浦町が数か所に6月1日～6月30日の間投網禁止の看板を設置しておられます。また、琴浦町がパトロールを行っている聞いています。

〔絹見委員〕

違反した場合の罰則はどの程度の罰則ですか。三大河川は罰則があるのですが、それは町が決めた罰則ですか。

〔吉村主事〕

こちらは当委員会による委員会指示ですので、直罰はすぐにはかからなくて、知事が裏付け命令を發出して、そこから罰則がかかります。

〔松田係長〕

その知事の裏付け命令に違反した場合は、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金又は拘留もしくは科料になります。

〔安藤会長〕

原案どおりの指示内容でよろしいでしょうか。
それでは案のとおり委員会指示をお願いいたします。

（2）千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について（協議事項）

〔原案に同意する旨が決議された。〕

委員会事務局が資料2に沿って説明した。

〔安藤会長〕

例年、指示をしている内容でございますけれども、去年の様子についてはいかがですか。トラブルとか違反とかはないでしょうか。

〔吉村主事〕

違反が数件ありました。
禁止区域内で釣りをしていたという話を聞いております。

〔安藤会長〕

何を狙ってるんですか。

〔吉村主事〕

最近ですと、サクラマスを狙った違反がありました。

〔安藤会長〕

千代川漁協はどんな状況でしょうか。

〔寺崎委員〕

特にアユの時期に話は聞きます。正確には違反を把握はしてないんですけど、そういう話が入ってきますます。

〔安藤会長〕

委員の皆様は現場のことを御存じでしょうか。大口堰の形状とか、場所とかですね。河原から下流に下りていって、円通寺という集落に落差が約1メートルの横断できない堰堤があるんですけども、その右岸側に農業用水の取水口が設置してあり、農業用水を通すようにしています。約1メートルの落差がありますので、下流から遡上してくる魚にとっては大きな障害になってくるということですね。そういう形状で、資料に地図が出ていますけれども、そこでの上下流側、数百メートルを1年間禁漁区域にしようという指示なんですね。

〔山崎委員〕

遡上が阻害されているということですが、その大口堰を改良・改築して、遡上阻害を解消するような計画があったりはするのでしょうか。

〔松田係長〕

昨年度まで、その堰堤の改修がありまして、それで魚道も整備されているんですけど、それをもっても、安全に遡上できていないです。もちろん魚道はあるので魚の行き来もある程度可能なんですけど、どうしても滞留が生じるであろうというところから、委員会指示を発出したいと思っています。

〔山崎委員〕

魚道の遡上調査みたいなのはされたんですか。

〔松田係長〕

すみません、手元に資料がございません。

〔安藤会長〕

地図の中で、真ん中辺に魚道が位置づけて描いてあるんですけども、位置はそこですね。俗にいう、出べそ型の魚道ですので、非常に利用しづらい形状だとは、推測ができますね。

〔寺崎委員〕

広い場所で滞留はしとると思います。魚道もあまりいい状況でもないと思っておりますけれども、改良はしていただいているところです。

〔細本事務局長〕

ちょうどその魚道を専門家に意見を聴いた上で県が扇状の魚道に改良いたしまして、アユが広がりやすく上りやすいような構造には整備したのですが、なかなか滞留がまだあるということで、結構カワウもその堰にたまってきます。早朝にそういう状況も見られるため、非常に悩ましく思っております。

〔國米水産振興局長〕

魚道を造った後に、どれぐらい改善されているかとか、状況がこうであるというのを、あまり調べたことがないので、6月の議会にそういった調査する予算を現在議会に提案するように予算要求中です。まだ査定の途中なので、予算がつくかどうか分からないんですけど、数値的なものも出せればと考えているところです。

〔安藤会長〕

6月の予算の中でその辺の要求をして魚道の遡上効果を検証するというような形になると思いますけれども、これまでの国土交通省の水・河川域などにおける調査等で、魚道の上流側・下流側の魚種や成長不良のデータは掴んでおられますか。

〔吉村主事〕

把握はしておりません。

〔安藤会長〕

国土交通省が、千代川については源太橋と用瀬を調査していますが、河原がないので、その辺、5年置きにいろいろ調査をやって、それぞれのポイントでの魚種と成魚の確認数を実数で示してありますので、一部参考にはなるかと思うんですけども、上流側が直近は調査がないので、何

とも言いようがない。この辺は6月の予算要求されている内容で、そこを網羅していただけるのかなという感じですね。山崎さんは何かお考えはないですか。

〔山崎委員〕

改築等で改良された後の調査は割と計画されることがあるんですけど、実際、調査した結果を出したとしても、事前の数字がないと何も考察等が書けないです。まずは事前のデータがあって、観測して、事後のデータをとって考察するというので、ぜひ事前調査を進めていくことを考えていただきたいと思います。

〔安藤会長〕

事業評価ですので、事前事後の調査が必要だということですね。今後、水産庁との協議の中では、そのデータも必要になってくるとは思いますけれども、採捕の禁止指示については、漁協からも、このとおり禁止の指示をお願いしますという内容でございます。そのほかについては、何か御意見はありませんか。

では、原案のとおり、指示をお願いします。

（3）令和2年漁業権の活用状況（報告事項）

委員会事務局が資料3に沿って説明した。

〔安藤会長〕

新しい漁業法では、漁業権者が取り組んでいる内容について都道府県知事に報告を出して、その報告を受けた都道府県知事が当委員会に報告をすることになっています。最終的には、当委員会で、それぞれの報告は適切であるか、また、取組事項について、話し合われるかと思えますけれども、何か御質問、御意見があったらお伺いしたいと思います。

〔絹見委員〕

資料3の4番のその他の中ですが、東郷池でウインドサーフィン等をされることがあります。船から「ここではやめてください。」と注意はしたんですけど、あまりきつくは言えないということですね。

〔吉村主事〕

そうです。

〔絹見委員〕

どこに言ったらいい。我々としては、もうしてほしくないんだけど、今の段階ではできないですか。

〔吉村主事〕

中部総合事務所が東郷池を管理しているのですが、そこに確認したところ、ウインドサーフィンの禁止はできないということでした。しかし、中部総合事務所に一般の人から「ウインドサーフィンをやってもいいですか。」と問合せがあった場合は、東郷湖漁協に一報を入れてくださいと話をしているそうです。お願いベースではありますが、気をつけてくださいという話はしています。

〔絹見委員〕

風の緩いときはいいのですが、風のきついときには結構なスピードが出るんですよね。漁業者の船にぶつかって倒れることもあり得るので、何とか調整できたらいいなとは思ってはいるんですけども。

〔吉村主事〕

漁業権の観点からウインドサーフィンの調整するのは難しいです。

〔安藤会長〕

今後、こういう問題については知事から諮問が出れば、当委員会でウインドサーフィンの禁止の有無について協議すべきですね。

知事から諮問されたら、この委員会で協議するってということになり得るんですか。それとも、中部総合事務所で、ある程度の判断をするという形ですか。

〔國米水産振興局長〕

こういった水面では、レジャーやスポーツ利用と漁業との調整や共存等の話になってくるので、漁業法の対象外になるんですけども、県もスポーツ等の所管をする部局があるので、ウインドサーフィンをやっている人たちが団体をつくってるかどうか分かりませんが、何らかの方法で、利用の調整をしないといけないようなことがあれば、その担当部局と相談をして、そこでやっておられる方と話し合えるような場をつくっていくしかないのかなと思っています。

〔絹見委員〕

このウインドサーフィンなら風だから音は出ないが、モーターボートのようなものと騒音が響くんですよね。松崎から池を越して反対方向の長江に音が結構するんです。海に入るような船はやめてくださいよとお願いをするだけしかありません。東郷池周りにはいろんな施設ができていて、介護施設等はモーターボートが入ってきてもらっては騒音で困るということもある。それに時間帯を区切っていないみたいで、夜は暗くて見えないだろうけども、夕方から近所周りに迷惑がかかるということもあるので何とか規制をしてもらえたらいいのかなと思っています。

〔國米水産振興局長〕

その辺になると、あのエリアで行政権がある町が生活環境に、悪影響があるので条例で何とかしましょうとか、そういった話を執行部や議会で規制すべきという話になれば、解決に向かえるでしょう。町民の皆さんや地元の方がどう思われるかというところで、法律上でいったら条例をつくる。そういったことしかないと思います。

ただ、最初の話に戻りますけど、レジャーとの調整っていうのは、スポーツ系の課があるので、その部署がどう考えてるかっていうのは聞いてみたいとは思いますが。

〔安藤会長〕

そういう専門の部署と、まず協議を進めていただければと思います。騒音については住民の生活権がありますから、それは町全体としての取組みが大きな問題になってくるかなと思います。そちらで話し合いを進めていただければ。

〔吉田委員〕

先ほどの話で、池の中でカヌーなどの水面を利用して楽しむ行為については、以前、カヌーに乗って釣りをしている人を見たことがありまして、確認ですけどその行為はしてもいいものですか。

〔松田係長〕

カヌーで釣りをすることは問題ありませんが、漁業権魚種を無断で釣ることはもちろん駄目です。

〔吉田委員〕

もう一点教えていただきたいんですけど、資源管理状況の報告の千代川漁協の1の「資源管理の状況」の「共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組」の一番下の「外来魚の駆除活動」というのがあるんですけど、具体的にどういう駆除の活動をされているか。あと、(5回)と書いてあって、10月に集中的に5回されているんですけど、何かこういった駆除方法に効果があって10月に5回されているのか、どういう理由でされてるのか疑問に思って質問させていただきました。

〔寺崎委員〕

外来魚駆除については、智頭の奥で行っています。ブラウントラウトがいまして、それを駆除するというので許可をもらって電気ショッカーでやっとするんですけども、かなり大きなのが毎年入っておりまして、最初の頃はヤマメではなくイワナ等を食べた状態のものが獲れるというようなことがあって、極力外来魚を減らしていかなければならないと智頭の補助金等も活用しながら

ら駆除しています。なかなか小さいものもおりますので、産卵するというような状況もあるみたいで、なかなか難しいです。

そういうことで、ずっと駆除を続ければいいんですけども、組合員の協力を得て5回させていただいております。産卵の関係でその頃がいいという組合員からの意見もあります。

[安藤会長]

外来魚については、ブラウントラウトを対象魚として、智頭のエリアを限定して、エレクトリックショッカーで駆除をするという方法です。

産卵期や漁業者の動ける人数の確保を調整して、10月に集中的に駆除するというところで5回やってるんですね。

[寺崎委員]

10月はちょうど溪流魚は禁漁になりますのでね。遊漁者の邪魔にならないように。智頭は、芦津ダムがあるところの上流部です。

[安藤会長]

芦津のダム湖内にもいるんですか。

[寺崎委員]

入っているということを聞いています。

[安藤会長]

ダム湖内の駆除の予定はないんですか。

[寺崎委員]

釣り大会等をして、駆除できる方法はないかと話はしていますが難しいです。いろいろと駆除の検討はしてるんですけども、なかなか難しい状況ですので地道に行っています。

[安藤会長]

ブラウントラウトのダム下流側への流出の報告はありますか。

[寺崎委員]

よく把握はしてないです。おそらくダムより上流で増えているんじゃないかなと思います。ちょっと変わった魚が釣れたと遊漁者が写真をつけて送ってくるんですけども、それはブラウントラウトですね。

[安藤会長]

白と赤の二重朱点ですね。

[寺崎委員]

素人には分かりにくいですけどね。こういう状況でございます。

[安藤会長]

ほかにいかがでしょうか。

この報告については当委員会で適切かつ有効であると何か判断を出すんですか。

[吉村主事]

いえ。特段意見がなければ、報告事項ですので終了します。

この報告は毎年1年に1回以上、内水面漁場管理委員会に報告することになっていまして、最終的に漁業権切替えのときの参考にするということにしております。

[安藤会長]

分かりました。報告の案件については、以上で終わりたいと思います。

5 その他

ジャンボタニシの駆除に使用する農薬の影響について

[清家室長]

前回の委員会で質問のあったジャンボタニシに関する件でございます。湯梨浜町の役場を中心として、環境影響の実証試験を行う予定です。この実証試験を行うに当たり、対象となる東郷湖漁協には、今年の3月に理事会において説明をいたしまして、この実証試験を行うことについて同意を得ているという状況でございます。

内容につきましては、稲の田植が始まります5月の末から6月の頭にかけて、対象となる圃場において、防除剤をまいたものとまいてない田んぼに定期的に採水を行いまして、その鉄分の成分が流出しているかどうか測定するような事業です。測定は衛生環境研究所で測定を行っていく予定にしております。

栽培漁業センターといたしまして、対象となる圃場が埴見川の周辺ですので、この埴見川周辺のシジミの幼生等の状況についてモニタリングをする予定しております。こういった形で実証試験を行うことによって、少し状況について把握をしていきたいと考えています。

[安藤会長]

シジミにどう影響するかも併せて調査をするということですか。

〔清家室長〕

メインの調査は水質です。シジミについても、その周辺地域の影響も見ていきたいと思っております。

〔安藤会長〕

ジャンボタニシへの効果の検証方法はどのようにするんですか。

〔清家室長〕

防除剤をまいて実際に死んでいるかどうかという確認をしていきます。

〔安藤会長〕

理事会の説明も終わり、今年はその方向でエリアを限定して試験散布をしながら、その効果を検証するという方向で理事会も了承されているということなので、その成果を期待したいと思います。

6 閉 会

〔細本事務局長〕

それでは、長時間御審議ありがとうございます。以上をもちまして、第284回の鳥取県内水面漁場管理委員会を終了させていただきます。

議長 会長

署名委員

署名委員

第284回鳥取県内水面漁場管理委員会

議 事 次 第

日時：令和3年5月18日（火）午前10時30分から

場所：ホテルセントパレス倉吉

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

(1) 投網によるあゆの採捕禁止（加勢蛇川、勝田川）に関する指示について
（協議事項）

(2) 千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について
（協議事項）

(3) 令和2年漁業権の活用状況（報告事項）

5 その他

6 閉 会

第284回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

(任期：令和3年1月1日～令和7年12月31日)

<委員会>

区分	氏名	所属等	備考
漁業者代表 (3名)	てらさき けんいち 寺崎 健一	千代川漁業協同組合 代表理事組合長	
	じくはら よしお 竺原 吉男	天神川漁業協同組合 理事	
	きぬ み やすたか 絹見 康孝	東郷湖漁業協同組合 副組合長	
遊漁者代表 (2名)	あんどう じげとく 安藤 重敏	国土交通省環境アドバイザー	
	みたに るみ 三谷 るみ	社会福祉法人あすなる会 介護職員	
学識経験 (3名)	おおたに みちこ 大谷 道子	日野川水系漁業協同組合 職員	
	やまさき ひろこ 山崎 寛子	株式会社荒谷建設コンサルタント 職員	
	よしだ ゆかり 吉田 由歌理	公益財団法人鳥取県栽培漁業協会 非常勤職員	

<鳥取県>

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	國米 洋一
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	松田 成史
鳥取県栽培漁業センター増殖推進室	室長	清家 裕

<委員会事務局>

役職	氏名	備考
事務局長	細本 誠	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次長	山本 健也	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
主事	吉村 龍斗	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 主事

令和3年度における投網によるあゆの採捕禁止に関する指示について

1 指示の目的

県内の内水面におけるあゆの採捕に関し、各地域の実情に応じて制限をかけることで、資源の保護を図るとともに、漁場の使用に関する紛争の防止を図るため。

2 あゆの採捕禁止に関する指示の背景・経過

- ・ 漁獲圧の高い投網による採捕開始時期を遅らせ、あゆ資源の保護を図り、さお釣りの人があゆ採捕を楽しめる期間を確保してほしいという琴浦町からの要望を受けて指示を発出。
 - ・ 加勢蛇川（平成12年度～）
 - ・ 勝田川（平成13年度～）
- ・ 琴浦町からの要望書 P3～5

3 令和3年度における指示案

指示の告示案 P6

4 これまでの当委員会における協議内容及び結果

○ 第237回委員会（平成21年5月13日）

（協議内容）

- ・ 平成22年からは次のような取扱いとする。
 - ①漁業権を免許されている河川（千代川、天神川、日野川）
 - 原則、当委員会が特に必要と認めた場合を除き、指示を出さない（各漁業権者の管理に任せる）。
 - （理由）
鳥取県漁業調整規則に規定する採捕禁止の期間又は区域（以下、「採捕禁止期間等」という。）以外の採捕禁止期間等を設定する場合、その河川が漁業権を免許されている河川であれば、漁業権魚種の適正な管理が求められる漁業権者である漁業協同組合が定める「行使規則」及び「遊漁規則」により、必要に応じて設定されることが望ましい。
 - 第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合には、漁業権魚種の増殖義務が課せられ、増殖と管理を通じて内水面の資源的価値を高めることを条件に漁業権が免許されているため。
 - ②漁業権を免許していない河川（加勢蛇川、勝田川等）
 - 委員会が特に必要と認めた場合に限り、指示を発出する。

【参考法令等】

○ 鳥取県漁業調整規則（抜粋）

（禁止期間）

第40条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動植物の種類	禁止期間	禁止区域
あゆ	2月1日から5月31日まで及び 9月26日から10月31日まで	内水面

○ 漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第120条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

第171条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

○ 各漁協の遊漁規則（行使規則）によるあゆ採捕に関する規定

6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間



鳥取県内水面漁場管理委員会

会長 安藤 重敏 様

要 望 書

加勢蛇川、勝田川における投網によるアユ採捕禁止期間の設定について

琴浦町長 小 松 弘 明



[要旨]

加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 2 6 6 地先えん提から下流の区域）及び勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 1 5 4 - 1 地先佐崎橋から下流の区域）に於いて、6月1日から6月30日までの間、アユの投網による採捕禁止について、格別のご高配をいただきますようお願いいたします。

[説明]

加勢蛇川、勝田川は琴浦町にとって重要な水源であり、また川魚にとって繁殖、生育に重要な河川であります。

加勢蛇川は、昔から名前のごとく、氾濫を起こすために堰堤等の整備が進められ、魚道も年次的に整備され魚の棲む、環境整備も行われてきました。

平成12年度より投網禁止の指示をいただき、広報、看板設置及びパトロール等にて、町内外の遊漁者への周知を図ってきましたが、6月1日のアユ漁の解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕がまだまだ行われている状態です。

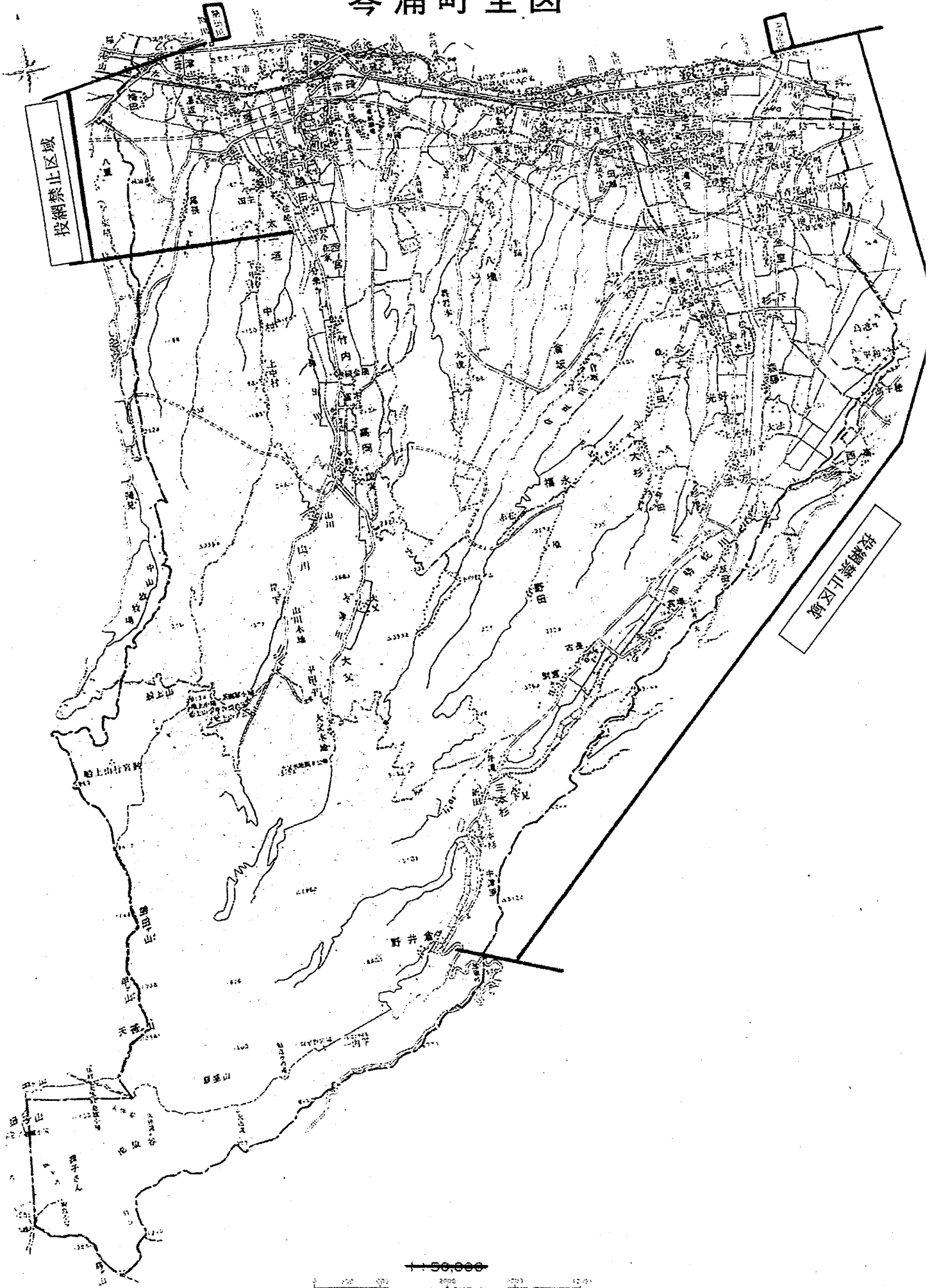
勝田川は、そこに棲む漁種も豊富で、特にアユ漁の解禁期間は、多くの釣り人で大変賑わっています。県の御協力を得て、平成11年度から7箇所魚道設置や、成美地区に親水公園を整備していただくなど、勝田川の環境美化に努めてまいりました。また、平成13年から平成15年に、アユの資源の確保と河川の環境美化アピールを目的に、アユの放流を実施し、資源回復の状況を見守っているところです。

また、近年は船上小学校の生徒がアユの放流を行っており、アユの遡上を楽しみにしていますが、加勢蛇川と同様、6月1日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕のため、一網打尽となっています。

つきましては、アユ資源を守り、多くの遊漁者のためにも6月1日から6月30日までの間、投網による採捕の禁止等による適切な処置を、本年も引き続き、とっていただきますようお願い申し上げます。

令和3年4月16日

琴浦町全図



案

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

令和 3 年 5 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安藤 重敏

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 266 地先えん堤から下流の区域）	投網	令和 3 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 154-1 地先佐崎橋から下流の区域）	投網	令和 3 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

千代川大口堰における水産動物の採捕禁止に関する指示について

1 指示の目的

千代川大口堰においては、特にあゆをはじめとする魚類の遡上阻害等が発生しており、水産動物の保護を図る必要があるため。

2 状況・経過について

- ・ 県規則では、当該区域における水産動植物の採捕を禁止していない。（千代川漁業協同組合の漁業権行使規則・遊漁規則では禁止されている。）
- ・ 平成２２年度に千代川漁業協同組合から、当該区域を県規則で禁止区域に設定するよう、要望書が提出された。
- ・ これまでに県が実施した調査では、当該えん堰直下には、あゆを主とする魚類が多数滞留することが認められる。
- ・ 平成２４年度、当該えん堤の上流部においてあゆの降下調査を実施し滞留していることを栽培漁業センターが確認。
- ・ 現在、県規則により当該区域における採捕を禁止するため、水産庁と協議中。

3 指示案：p. 3 参照

【参考法令等】

○ 漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第 120 条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

第 171 条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

千代川漁業協同組合遊漁規則

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

略	1月1日から 12月31日まで
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から上流 240 メートルから上流 535 メートルの地点 までの区域	
略	略

○ 鳥取県漁業調整規則

(試験研究等の適用除外)

第50条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究等(試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)をいう。以下この条において同じ。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 目的
- (3) 適用除外の許可を必要とする事項
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- (6) 採捕の期間及び区域
- (7) 使用する漁具及び漁法
- (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 適用除外の事項
- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
- (4) 採捕の期間及び区域
- (5) 使用する漁具及び漁法
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (8) 許可の有効期間
- (9) 条件

4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

8 第26条及び第27条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

案

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和3年5月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

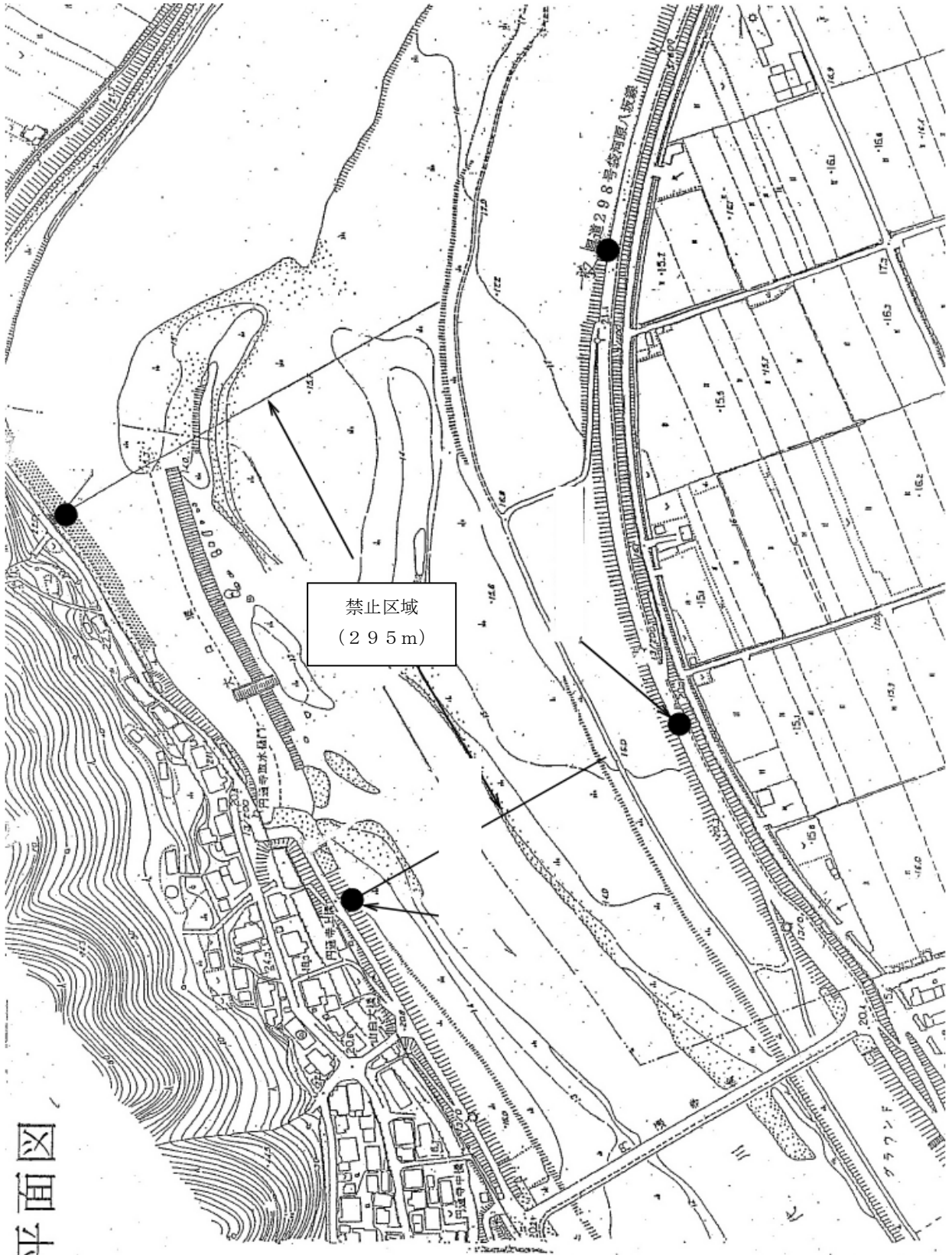
1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1)鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第50条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2)鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

令和3年6月1日から令和4年5月31日まで



平面図

内水面の漁業権について

1 漁業権の性質・種類

内水面の漁業権は明治時代の漁業法では海面の規定をそのまま適用されていたが、昭和（終戦後）に制定された現在の漁業法からは内水面の特性である増殖を義務づけられる第5種共同漁業権が制定された。漁業権には以下の特徴がある。

- ① 民法上の物件とみなされるが、水面の占有権・所有権ではなく、漁業を営む権利である。
- ② 漁業権者（漁協）は妨害排除請求権及び妨害予防請求権を有する。
 妨害排除請求権：漁業権を侵害された場合に侵害をやめるよう請求する権利
 妨害予防請求権：漁業権を侵害された場合に今後侵害しないような措置を講じるよう請求する権利

漁業権の種類（海面を含む）

漁業権	種類	内容
共同漁業権	第1種	地先で広範囲に移動しない生物を採捕する漁業（しじみ）
	第2種	生物は動くが漁具は動かない漁業（固定式刺網等）
	第3種	地引き網、船曳網（動力が無いもの）等
	第4種	寄魚漁業等（現在ほとんど事例なし）
	第5種	内水面で営む漁業で第1種共同漁業権に該当しないもの
区画漁業権	第1種	魚類小割生け簀養殖、カキ垂下式養殖、ワカメの浮き流し養殖等
	第2種	築堤式養殖（湾の入り口などを囲って行うもの）
	第3種	ほたて、はまぐり等の地まき養殖
定置漁業権		身網を水深2.7m以深に設置する定置網（2.7m以浅は許可漁業）

有色部分は鳥取県の内水面で現在免許されている漁業権

2 第1種共同漁業権について

- ・ 漁業協同組合（漁協）に免許され、漁協は資源が枯渇しないようにエリア内のルール（漁業権行使規則）を定めて管理する。
- ・ 漁協所属の漁業者だけが共同漁業権の範囲内でルールを守りながら特定の漁業を排他的に営むことができる。

3 第5種共同漁業権について

- ・ 内水面において第1種共同漁業権の水産動植物以外を目的とする漁業権である。
- ・ 漁業協同組合（漁協）に免許され、漁協には漁業権魚種の増殖義務（種苗放流、産卵場造成など）が課せられる。
- ・ 漁協は資源が枯渇しないようにエリア内のルール（漁業者に対する漁業権行使規則・遊漁者に対する漁業権遊漁規則）を定めて、採捕を規制することができる。
- ・ 漁協は遊漁規則に則し、遊漁者から遊漁料を徴収することができる。

4 その他

- ・ 第5種共同漁業権に該当する魚種でも、疾病の拡散を阻止する目的等で増殖義務が課されていないものがある。
- ・ 漁業権魚種の採捕を伴わない場合の以下の様な行為は、違反の心配があるからといって禁止はできない。
 - 川遊びなど遊泳や観察を楽しむ行為
 - カヌーなど水面を利用して楽しむ行為

漁業権に関する内水面漁場管理委員会の役割

県知事の役割

① 漁場を適切・有効に活用している者に優先して免許

- ・ 免許の内容等「内水面漁場計画」の策定
(漁場の位置、漁業種類等)
- ・ 漁業権の免許
 - ・ 適切かつ有効に活用している者に免許
 - ・ 新規漁場における競願時には地域の水産業の発展に寄与する者に免許
- ・ 遊漁規則の認可

② 漁場の活用状況等の報告(今回)

- ・ 活用状況等の委員会への報告
- ・ 適切・有効に活用していない者への指導等

委員会の役割

意見

意見

漁業権者（漁協）の責務

漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする
(法第74条第1項)



漁業権者は、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならない(法第90条第1項)。

都道府県知事は、漁業権者から報告を受けた事項について、※海区漁業調整委員会に対し報告をする(法第90条第2項)。

※海区漁業調整委員会は内水面漁場管理委員会に置き換える

適切活用

- ・他の漁業生産活動に支障がない
- ・漁場環境を悪化させていない

有効活用

- ・理由もなく漁場の一部を利用して
いないことがない

漁業権漁場活用状況の報告

適切活用の判断事項

資源管理の状況

- 漁業法、漁業権行使規則、遊漁規則の遵守状況等
- 漁場の資源維持、増殖等のために実施している取り組み
(増殖計画に基づいた取り組み)

有効活用の判断事項

漁場の活用状況

- 組合員行使権者数、遊漁券発行枚数
- 漁業権漁業の漁獲量及び漁獲金額

第五種共同漁業権に係る資源管理状況等の報告

報告対象の期間：令和2年1月1日から令和2年12月31日まで

千代川漁業協同組合

漁業権番号	内共第1号	組合員行使権者数	457人		
1 資源管理の状況					
漁業法、漁業権行使規則、遊漁規則の遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> ・2名の遊漁規則違反者があった。 ・漁業権行使規則に基づいた操業を行い、違反した者はいなかった。 				
共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組	<ul style="list-style-type: none"> ・アユ（816千尾）、イワナ稚魚（30千尾）、ヤマメ稚魚（47千尾）、ヤマメ成魚（40千尾）、ヤマメ親魚（2,888尾）の放流 ・カワウの追払い(産卵期延べ38日、その他あゆ漁期中)、空気銃によるカワウの駆除 ・カワウ防除のためのテグス設置(産卵場、郡家、船岡、八東、若桜、用瀬、智頭) ・重機を使用したあゆ産卵場の造成、採捕と遊漁の方向を協議する検討会の実施 ・外来魚の駆除活動(5回。10月3日、7日、10日、17日、21日) 				
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協傘下地区毎による河川清掃および除草作業 				
2 漁場の活用の状況（組合員の漁獲状況）					
漁業の種類	漁法	延べ操業日数（日）	漁獲量（kg）	漁獲金額（円）	備考
あゆ漁業	竿釣	457	-	-	漁獲の報告はないため、把握できない。
こい漁業	竿釣	457	-	-	
にじます漁業	竿釣	457	-	-	
いwana漁業	竿釣	457	-	-	
やまめ漁業	竿釣	457	-	-	
あまご漁業	竿釣	457	-	-	
3 遊漁券発行枚数					
遊漁券の種類	魚種及び漁法等	期間	販売枚数(枚)		備考
あゆ	竿釣	1年	172		
	投網遊漁料	1年	38		
	投網行使料	1年	68		
溪流魚	竿釣	1年	1,417		
日券	竿釣	1日	72		
身障者	竿釣	1年	45		
県内75歳以上	竿釣	1年	69		
合計			1,881		

第五種共同漁業権に係る資源管理状況等の報告

報告対象の期間：令和2年1月1日から令和2年12月31日まで

天神川漁業協同組合

漁業権番号	内共第2号		組合員行使権者数	51名	
1 資源管理の状況					
漁業法、漁業権行使規則、遊漁規則の遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権行使規則に基づいた操業を行い、違反したものはなかった。 ・遊漁者が遊漁規則に違反していないかを監視するとともに、適正な漁場利用の推進を図った。 				
共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組	<ul style="list-style-type: none"> ・アユ（39千尾）、イワナ（10千尾）、ヤマメ（61千尾）、サケ（10千尾）の放流 ・産卵場造成 ・カワウによる食害対策（銃による駆除、花火による追い払い、テグス設置） 				
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・河川工事発注者と事前協議し、漁場の保全、水産資源の管理を行った。 				
2 漁場の活用の状況（組合員の漁獲状況）					
漁業の種類	漁法	延べ操業日数（日）	漁獲量（kg）	漁獲金額（円）	備考
あゆ漁業	釣り・投網	51日	-	-	組合員からの報告がないため把握できない
こい漁業	釣り	51日	-	-	
にじます漁業	釣り	51日	-	-	
いわな漁業	釣り	51日	-	-	
やまめ漁業	釣り	51日	-	-	
あまご漁業	釣り	51日	-	-	
3 遊漁券発行枚数					
遊漁券の種類	魚種及び漁法等	期間	販売枚数（枚）	備考	
渓流魚	竿釣り	1年	436		
漁業権全魚種	竿釣り	1年	42		
		1日	54		
	投網	1年	22		
75歳以上	竿釣り	1年	17		
身障者	竿釣り	1年	9		
合計			580		

第五種共同漁業権に係る資源管理状況等の報告

報告対象の期間：令和2年1月1日から令和2年12月31日まで

日野川水系漁業協同組合

漁業権番号	内共第3号	組合員行使権者数	523人		
1 資源管理の状況					
漁業法、漁業権行使規則、遊漁規則の遵守状況	・違反した者はいなかった。				
共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組	<ul style="list-style-type: none"> ・アユ（3,664千尾）、ヤマメ(48千尾)、ウナギ（40kg）の放流 ・アユの産卵場造成、溪流魚の産卵場造成 ・カワウの人的追払い、銃器による駆除（猟友会に委託）、防鳥のためのテグス張り 				
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・友釣り塾 ・アユ遡上調査 ・アユ流下仔魚調査 ※鮭の学習会、稚アユの体験放流、アユジュニア友釣り教室は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止				
2 漁場の活用の状況（組合員の漁獲状況）					
漁業の種類	漁法	延べ操業日数（日）	漁獲量（kg）	漁獲金額（円）	備考
あゆ漁業	竿釣り・投網	523	-	-	漁獲の報告はないため、把握できず。
こい漁業	竿釣り・投網	523	-	-	
にじます漁業	竿釣り・投網	523	-	-	
いわな漁業	竿釣り・投網	523	-	-	
やまめ漁業	竿釣り・投網	523	-	-	
あまご漁業	竿釣り・投網	523	-	-	
うなぎ漁業	うなぎかご	523	-	-	
3 遊漁券発行枚数					
遊漁券の種類	魚種及び漁法等	期間	販売枚数（枚）	備考	
アユ・こい・やまめ（さくらますを含む）・あまご（さつきますを含む）・いわな・にじます	竿釣り・手釣り	1年	342	交付日より無期限の者（県内者70歳以上）への販売を含む。	
		1日	141		
	投網	1年	52		
やまめ（さくらますを含む）・あまご（さつきますを含む）・いわな・にじます	竿釣り・手釣り	1年	640		
合計			1,175		

共同漁業権に係る資源管理状況等の報告

報告対象の期間：令和2年1月1日から令和2年12月31日まで

湖山池漁業協同組合

漁業権番号	内共第4号						
1 漁場管理の状況							
漁業法、漁業権行使規則の遵守状況	・ 特になし						
共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組	・ フナ（50千尾）、ウナギ（30kg）、シジミ（約100万個）の放流 ・ しじみ漁業の行使権者数を27人に制限している。 ・ 漁場清掃の実施						
2 漁場の活用の状況							
漁業権の種類	漁業種類	組合員行使権者数（人）	漁法	延べ操業日数（日）	漁獲量（kg）	漁獲金額（円）	備考
第一種共同漁業権漁業	しじみ漁業	27	じょれん	3,918	218,078	179,364,852	
第五種共同漁業権漁業	うなぎ	24	竹筒	30	約100	約300,000	漁獲報告なし
	こい	—	—	—	—	—	
	ふな	—	—	—	—	—	
	わかさぎ	—	—	—	—	—	
	しらうお	—	—	—	—	—	
	えび	—	—	—	—	—	
3 遊漁券発行枚数							
遊漁券の種類	魚種及び漁法等	期間	販売枚数（枚）		備考		
年券	さお釣り、手釣り	1年	11				
			10				
日券	さお釣り、手釣り、たも網、徒手採捕	1日	3				
合計			24				

共同漁業権に係る資源管理状況等の報告

報告対象の期間：令和2年1月1日から令和2年12月31日まで

東郷湖漁業協同組合

漁業権番号	内共第5号						
1 漁場管理の状況							
漁業法、漁業権行使規則の遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業権行使規則に基づき操業し、違反したものはなかった。 ・ 夜間の密漁防止のための巡回 						
共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ フナ稚魚（30千尾）、ウナギ（60kg）、シジミ稚貝（131万個）の放流 ・ しじみ漁業の行使権者数は70人以内とし、しじみ漁後は必ず検問所で確認を実施 ・ 産卵場設置、覆砂や湖底耕うんなどによる漁場整備 ・ 組合員による湖内の清掃活動（一回/年） 						
漁業権の種類	漁業種類	組合員行使権者数（人）	漁法	延べ操業日数（日）	漁獲量（kg）	漁獲金額	備考
第一種共同漁業権	しじみ漁業	48	じょれん	7,730	74,135	-	漁業者が個別に販売をしているため、漁獲金額は把握できていない。
	ごかい漁業	-	-	-	-	-	漁獲報告なし
第五種共同漁業権	ふな	11	刺網	4	16	-	漁業者が個別に販売をしているため、漁獲金額は把握できていない。
	うなぎ	14	筒づけ	131	325	-	
	こい	-	-	-	-	-	漁獲報告なし
	わかさぎ	-	-	-	-	-	
	しらうお	-	-	-	-	-	
	えび	-	-	-	-	-	
	ぼら	-	-	-	-	-	
	すずき	-	-	-	-	-	
3 遊漁券発行枚数							
遊漁券の種類	魚種及び漁法等	期間	販売枚数	備考			
年券	さお釣り、手釣り、たも網及び徒手採捕	1年	-	・ 湯梨浜町（220千円）、三朝町（35千円）から遊漁料に関する負担金が支払われているため、遊漁券は販売していない。			
日券		1日	-				
合計			-				